



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年5月23日金曜日 第1459号

## ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	607
字の区域の変更（宇和町）.....	607
医師の指定.....	607
指定医師の所在地の変更.....	609
医療機関の指定.....	609
指定医師の辞退の届出.....	609
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）.....	610
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	611
大規模小売店舗の届出事項の変更の届出の概要等.....	611
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	611
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	612
土地改良区の定款変更の認可（8件）.....	613
県営土地改良事業の換地処分.....	613
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	613
町営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	614
保安林予定森林にする旨の通知.....	614
加入区の設定（養殖共済）.....	614
加入区の設定（養殖共済）の一部改正.....	615
道路の区域変更（県道双岩停車場和泉線）.....	615
道路の供用開始（ " ）.....	615
開発行為に関する工事の完了.....	615
道路の位置の指定.....	616

### 公安委員会規則

苦情の申出の届出に関する規則施行細則の一部を改正する規則.....	616
-----------------------------------	-----

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	616
-------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1187号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3

#### ○愛媛県告示第1189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	外 科	愛媛県立南宇和病院	中 川 博 道	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	平成15年5月1日
心 臓 機 能 障 害	内 科	"	野 本 良 一	"	"
視 覚 障 害	眼 科	愛媛県立新居浜病院	穴 田 克 己	新居浜市本郷3丁目1番1号	"
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人愛媛会 石川病院	浅 野 登	川之江市上分町732番地1	"

項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
エゲタ自動車工業株式会社 瀬川 力	新居浜市北新町9番3号	平成15年5月14日

#### ○愛媛県告示第1188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
大字岩木	大字西山田	6の1、7の1から7の4まで、8の1、9から12まで、13の1、13の2、14、15の1、15の2、16から26まで、27の1、28の1、29から35まで、36の1から36の3まで、37、38の1、38の2、39、41の1、42の1、42の2、43の1、44の1、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、48の1、49の1、50の1、51の1及び52の1	これに伴う道路、水路等を含む。
	大字山田	67の1	
	大字小原	821の1、822の1、823の1、824の1、835から844まで、845の1、845の2、846の1、847、847の4及び848から850まで	
	大字郷内	49、52及び53	

〃	〃	〃	片岡芳規	〃	〃
肢体不自由・音声又は言語機能障害	リハビリテーション科	伊予病院	鴻上繁	伊予市八倉906番地5	〃
腎臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	財団法人積善会 附属十全総合病院	市川孝治	新居浜市北新町1番5号	〃
肢 体 不 自 由	整形外科	〃	藤井裕子	〃	〃
肢体不自由・音声又は言語機能障害	脳神経外科	〃	後出一郎	〃	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	太田和美	〃	〃
視 覚 障 害	眼 科	公立周桑病院	成岡純二	東予市壬生川131番地	〃
肢 体 不 自 由	神経内科	〃	垣内悟動	〃	〃
肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器機能障害	内 科	〃	松木克之	〃	〃
視 覚 障 害	眼 科	公立学校共済組合 四国中央病院	岩田明子	川之江市川之江町2233番地	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	尾形頼彦	〃	〃
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	内 科	町立吉田総合病院	岡本傳男	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	〃
腎臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛県立北宇和病院	角田匠房	北宇和郡広見町大字近永455番地	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内 科	〃	北條宣政	〃	〃
肢体不自由・呼吸器・小腸機能障害	〃	〃	藤澤友樹	〃	〃
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	〃	佐藤政晃	〃	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	坂東康生	〃	〃
腎臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛大学医学部 附属病院	池田哲大	温泉郡重信町大字志津川	〃
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	〃	今川弘	〃	〃
呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	宮内勝敏	〃	〃
肢 体 不 自 由	整形外科	〃	山内隆	〃	〃
〃	脳神経外科	〃	福本真也	〃	〃
視 覚 障 害	眼 科	市立大洲病院	西谷元宏	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	医療法人誠志会 砥部病院	堀内修三	伊予郡砥部町麻生40番地1	〃
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛労災病院	越智康博	新居浜市南小松原町13番27号	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	〃	高橋規文	〃	〃
〃	〃	〃	佐竹真明	〃	〃
〃	〃	〃	中井一彰	〃	〃
〃	〃	〃	西川潤	〃	〃

〃	〃	〃	西岡幹夫	〃	〃
肢体不自由・じん臓・呼吸器機能障害	〃	山本クリニック	山本浩之	伊予郡砥部町宮内946	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	町立野村病院	甲谷孝史	東宇和郡野村町大字野村9号53番地	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内科	医療法人青峰会真網代くじらりハピリテーション病院	宮部醸治	八幡浜市真網代甲299番地5	〃
肢 体 不 自 由	外科	医療法人広仁会広瀬病院	清水久和	八幡浜市1280番地の9	〃
じん臓機能障害	泌尿器科	〃	前田明信	〃	〃
免疫・ぼうこう又は直腸機能障害	産婦人科	愛媛県立伊予三島病院	山中研二	伊予三島市中之庄町1684番地2	〃

○愛媛県告示第1190号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
宮下哲一	新居浜協立病院	新居浜市若水町1丁目7-45	宇和島市国民健康保険日振島診療所	宇和島市日振島1729番地	平成14年12月2日
吉山広嗣	今治市医師会市民病院	今治市別宮町7丁目1-40	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町大字近永455	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1191号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
岡井薬局	伊予市灘町301番地2		平成15年5月1日

○愛媛県告示第1192号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛大学医学部附属病院	酒向正春	温泉郡重信町大字志津川	平成15年4月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	〃	中野昇	〃	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	〃	久保信二	〃	〃
心臓・じん臓機能障害	循環器科	住友別子病院	中原一憲	新居浜市王子町3-1	平成15年3月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内科	愛媛労災病院	柳垣孝行	新居浜市南小松原町13-27	平成15年4月14日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	〃	田部勝也	〃	〃
〃	〃	〃	日高勲	〃	〃
〃	〃	〃	中尾文昭	〃	〃

〃	〃	〃	大庭雄三	〃	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	松本慶政	〃	〃

○愛媛県告示第1193号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
三島ショッピング	伊予三島市具定町字倉ノ内500番地3	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年 5月15日	平成15年 5月12日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後9時30分まで	午前8時40分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
東予ショッピング	東予市三津屋南7番地14	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年 5月15日	平成15年 5月12日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時10分から 午後9時30分まで	午前8時40分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業

経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届 出 日 年月日
パルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社フジ	株式会社フジ、有限会社コットンハウス、株式会社フオトクリエイト、井上幸子、徳永努	平成15年 4月17日	平成15年 5月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1196号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第8条第8項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	届 出 日 年月日
マルナカ大正店	今治市大正町一丁目2番3号	駐車場の収容台数	84台	76台	平成15年 5月12日

○愛媛県告示第1197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 正 直	新居浜市阿島128
"	真 鍋 麻 直	新居浜市阿島730 - 4
"	前 田 親 善	新居浜市阿島1015 - 6

"	井 下 正 光	新居浜市阿島982
"	白 石 章 敏	新居浜市阿島157 - 7
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島207
"	前 田 和 男	新居浜市阿島12
"	真 鍋 松 男	新居浜市阿島366
監 事	井 下 和 夫	新居浜市阿島918
"	真 鍋 清 孝	新居浜市阿島136
"	近 藤 豊	新居浜市阿島651

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	前 田 親 善	新居浜市阿島1015 - 6
"	白 石 正 直	新居浜市阿島128
"	真 鍋 麻 直	新居浜市阿島730 - 4
"	井 下 正 光	新居浜市阿島982
"	前 田 友 好	新居浜市阿島59 - 5
"	白 石 章 敏	新居浜市阿島157 - 7
"	佐々木 輝 幸	新居浜市阿島甲516
"	真 鍋 良 夫	新居浜市阿島甲527 - 1
監 事	真 鍋 隆 興	新居浜市阿島629 - 3
"	井 下 和 夫	新居浜市阿島918
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島207

○愛媛県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川内町保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 河 勝	温泉郡川内町大字則之内乙2083番地
"	渡 部 一 敏	温泉郡川内町大字則之内乙1526番地2
"	八 木 清 一	温泉郡川内町大字則之内乙2263番地
"	白 戸 利 彦	温泉郡川内町大字則之内乙2607番地
"	管 久 雄	温泉郡川内町大字則之内乙2490番地
"	白 戸 宏	温泉郡川内町大字則之内乙1710番地
"	八 鶴 通 一	温泉郡川内町大字則之内乙1565番地1
"	田 井 秀 一	温泉郡川内町大字則之内乙1305番地
監 事	白 戸 宏 一	温泉郡川内町大字則之内乙2603番地
"	白 戸 等	温泉郡川内町大字則之内乙1625番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 河 勝	温泉郡川内町大字則之内乙2083番地
"	渡 部 一 敏	温泉郡川内町大字則之内乙1526番地2
"	八 木 清 一	温泉郡川内町大字則之内乙2263番地

"	白 戸 隆	温泉郡川内町大字則之内乙1570番地
"	白 戸 利 彦	温泉郡川内町大字則之内乙2607番地
"	田 井 聡	温泉郡川内町大字則之内乙1370番地
"	池 川 秀 敏	温泉郡川内町大字則之内乙2575番地2
"	和 田 伸 久	温泉郡川内町大字則之内乙2013番地
監 事	八 木 隆 義	温泉郡川内町大字則之内乙2478番地
"	白 戸 寧	温泉郡川内町大字則之内乙1572番地

○愛媛県告示第1199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	塚 岡 啓 三	南宇和郡城辺町緑乙2187
"	船 平 増 夫	南宇和郡御荘町平城3334
"	菊 地 信 武	南宇和郡一本松町増田5385

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	桑 原 福 一	南宇和郡御荘町平城3520
"	中 沢 良 夫	南宇和郡一本松町増田2550

○愛媛県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	温泉郡重信町大字樋口833番地
"	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地
"	大 西 時 男	温泉郡重信町大字樋口1126番地2
"	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
"	渡 部 正 信	温泉郡重信町大字志津川1298番地2
"	渡 部 健 介	温泉郡川内町大字北方1753番地
"	佐 伯 優	温泉郡川内町大字北方2706番地
"	寺 阪 亀 義	温泉郡川内町大字北方2451番地1
"	松 川 茂	温泉郡川内町大字北方3035番地7
"	北 下 長 義	温泉郡川内町大字北方1253番地1
監 事	高須賀 英 隆	温泉郡川内町大字北方890番地
"	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 健 介	温泉郡川内町大字北方1753番地
"	佐 伯 優	温泉郡川内町大字北方2706番地
"	寺 阪 亀 義	温泉郡川内町大字北方2451番地 1
"	松 川 茂	温泉郡川内町大字北方3035番地 7
"	北 下 長 義	温泉郡川内町大字北方1253番地 1
"	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地
"	和 田 隆 夫	温泉郡重信町大字樋口833番地
"	大 西 時 男	温泉郡重信町大字樋口1126番地 2
"	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
"	高須賀 四 郎	温泉郡重信町大字志津川813番地 2
監 事	高須賀 英 隆	温泉郡川内町大字北方890番地
"	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地

○愛媛県告示第1201号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1202号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市馬木町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1205号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1206号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市保免土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市伊台土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1208号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1209号

平成15年 5月14日県営ほ場整備事業（担い手育成型）宇和地区岩木工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1210号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、松山市津吉町及び温泉郡重信町上村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項の規定において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・寄合地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成15年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所及び重信町役場

○愛媛県告示第1211号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、温泉郡中島町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項の規定において準用する同法第 87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・泉ノ奥池地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間

平成15年5月26日から6月20日まで

3 縦覧場所  
中島町役場

○愛媛県告示第1212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、小田町から協議のあった土地改良事業（団体営農道整備事業・寺村地区）の計画の変更に平成15年5月13日同意した。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1213号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字河之内字池田甲3946から甲3948まで、字土居甲3949、甲3951から甲3953まで、甲3954の1から甲3954の3まで、甲3955の1、甲3955の2、乙1804、字ユミヲレ乙1776、乙1780、乙1782、乙1785、乙1793、乙1796、乙1799、乙1801、乙1802、乙1805、乙1806の3、乙1808、乙1809、字弓折乙1778の1から乙1778の3まで、乙1779、乙1798の1、乙1798の3から乙1798の7まで、乙1798の19、乙1798の21、乙1798の22、乙1798の25、乙1798の26、乙1798の29、乙1798の30、乙1800の1から乙1800の3まで、乙1803

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字土居甲3955の1（次の図に示す部分に限る。）  
、甲3955の2、字ユミヲレ乙1782・乙1799・乙1809  
（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
、乙1801、乙1802、字弓折乙1778の1・乙1800の1（  
以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
、乙1778の3、乙1800の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字河之内字坂ノ上甲3562、字中間屋甲  
3642の1、甲3643、甲3646、甲3650から甲3652まで、甲  
3663、甲3669の1、字ナ>森乙1731の4、乙1731の20、

乙1736の1、乙1744の7、乙1745の1、乙1745の2、乙  
1745の4、乙1745の5、乙1745の7、乙1747、乙1759の  
1、乙1762、字七森乙1734、乙1738、乙1748から乙1750  
まで、乙1755、乙1761、字弓折乙1798の2、乙1798の28

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字七森乙1749・字中間屋甲3651（以上2筆につい  
て次の図に示す部分に限る。）  
、甲3652、甲3663、  
甲3669の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

東宇和郡城川町大字窪野5038の1、5047、5053の1、  
5054の2、5056、5059の1、5059の2、5060の1、5064

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字窪野5056・5059の1（以上2筆について次の  
図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及  
び関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供  
する。）

○愛媛県告示第1214号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項  
の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖  
業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖  
業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業  
、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小  
割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖  
業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、



小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第 203 加入区	宇特区第 374 号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から 310 度55分43秒 1 581 メートルの地点 点イは、基点から 309 度43分45秒 1 835 メートルの地点 点ウは、基点から 331 度43分31秒 2 089 メートルの地点 点工は、基点から 335 度34分54秒 1 870 メートルの地点

○愛媛県告示第1215号

加入区の設定（養殖共済）（平成13年7月愛媛県告示第1291号）の一部を次のように改正する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 の表宇和海第 200 加入区の項区分の欄を次のように改める。

宇特区第 374 号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から 314 度00分44秒 1 169 メートルの地点 点イは、基点から 310 度55分43秒 1 581 メートルの地点 点ウは、基点から 335 度34分54秒 1 870 メートルの地点 点工は、基点から 344 度11分04秒 1 537 メートルの地点
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○愛媛県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷 5 番耕地321番 3 から 同市谷 5 番耕地337番 3 まで	旧	メートル 6.0~14.0	キロメートル 0.088	
			新	14.0~18.0	0.088	

○愛媛県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷 5 番耕地321番 3 から 同市谷 5 番耕地337番 3 まで	平成15年 5月23日

○愛媛県告示第1218号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15今局建（開）第 1 号 平成15年 5月 1 日	越智郡波方町大字波方字郷乙409番 3、乙409番48、乙409番49、乙409番65、乙409番67、乙409番69、乙409番70、乙409番72、乙409番74、乙409番79、乙409番80、乙409番81、乙409番82、乙409番83、乙409番84、乙409番85、乙409番86、乙409番87、乙409番88、乙409番89、乙409番90、乙409番91、乙409番92、乙409番93、乙409番94、乙409番95、乙409番96、乙409番97、乙409番98、乙409番99、乙409	越智郡波方町大字波方字郷甲1276番地 1 株式会社 矢野開発 代表取締役 矢 野 直 幸

	番100、乙409番101、乙409番102、乙409番103、乙409番104、乙409番105、乙409番106、乙409番107、乙409番108、乙409番109及び乙409番110	
15西局丹土（開）第2号 平成15年5月6日	東予市今在家1216 - 1、1218 - 1及び1261	今治市喜田村四丁目6番10号 北村加工株式会社 代表取締役 北岡 康典
15松局伊土検（開）第6号 平成15年5月6日	伊予市上吾川字市ノ坪甲1048番1	伊予市八倉120番地1 愛媛井関販売株式会社 代表取締役 森 正志
15西局建（開）第4号 平成15年5月8日	西条市氷見字末長乙1377番の1	西条市飯岡2565番地の6 伊 藤 律 克
15西局建（開）第5号 平成15年5月12日	西条市下島山字菅谷甲198番5及び甲198番6	西条市朔日市799番地1 クラレ第4ブロック170号 今 井 彰
15西局建（開）第6号 平成15年5月12日	西条市下島山字菅谷甲198番4	今治市波止浜151番地3 吉海運送有限公司 代表取締役 矢野 豊市

○愛媛県告示第1219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年5月23日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 道路の位置

大洲市徳森字野久保1748番1、1750番2、1750番5、1750番11及び1751番3

2 申請人の住所氏名

松山市三番町七丁目5番地1  
マルヤ不動産株式会社  
代表取締役 山本 清春

3 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

苦情の申出の手續に関する規則施行細則の一部を改正する

規則を次のように定める。

平成15年5月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮本 一成

苦情の申出の手續に関する規則施行細則の一部を改正する規則

苦情の申出の手續に関する規則施行細則（平成13年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、公安委員会に直接提出するほか」を削る。

第3条中「郵送」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○裁決手續開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成15年5月13日次のとおり裁決手續開始の決定をしたので公告する。

平成15年5月23日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一級河川渡川水系広見川改修工事（愛媛県北宇和郡松野町大字松丸地内から同県同郡同町大字延野々地内まで）

3 収用の裁決手續の開始を決定した不動産の表示等



